

健康保険被扶養者の異動にかかる留意点のお知らせ

健康保険被扶養者の追加・削除および被扶養者状況確認時における留意点は次のとおりです。

1.追加削除共通手続

- ・ 健康保険被扶養者異動届および添付書類を各社総務へご提出ください。
- ・ 被扶養者異動届は、追加と削除で様式が異なり、それぞれ正副2枚必要です。
- ・ 添付書類は、添付書類一覧表をご確認ください。
- ・ 古い様式での届出は、できません。
- ・ 被扶養異動届には事業主証明が必要なため、健康保険組合へ直送できません。
- ・ **扶養異動届の提出が遅れ、総務経由で健康保険組合へ到着した日が、扶養異動日より1か月以上経過の場合、扶養異動届遅延申立書が必要です。**

2.追加手続

- ・ 被扶養者認定(追加)申請時は、扶養異動届に被扶養者の個人番号(マイナンバー)を必ず記載ください。H28年1月時点、またはそれ以降にNS健保組合に加入したことがある家族は、既に健保組合が個人番号を登録済のため、扶養異動届に個人番号の記載は不要です。
- ・ 個人番号の記載がある様式は、通常の社内便・普通郵便は利用できないため、各社総務指定の方法にて総務へ送付ください。
- ・ 現在他の健康保険に加入している場合、基本的に当月1日が認定日になります。
- ・ 子の出生時に出生届が市区町村にて受理されると、個人番号が付与されますが、個人番号通知カードが郵送されるまで、時間を要します。健康保険証が早く必要な場合は、子の個人番号が入った住民票交付申請を市区町村に行い、子の個人番号をご確認ください。
- ・ **退職による扶養認定の場合、失業給付受給開始により給付日額が基準(60才未満3,612円 60才以上5,000円)以上の場合、支給開始日以降、削除届をすみやかにご提出ください。**

3.削除手続

- ・ 扶養削除日以降に健保組合での給付(医療費・保健事業等)があった場合、返還いただきます。

4.被扶養者状況確認時

- ・ 健康保険組合配布の被扶養者状況確認票および添付書類一覧表による必要書類を各職場単位で回収後、職場一括で各社総務へご提出ください。

健康保険の扶養をしている方は、必ずこの案内一式をご確認ください。

被扶養者の追加・削除時のみでなく、被扶養者状況確認時についても同様の基準です。

日本精機健康保険組合

同居家族の定義

- ◎ 被保険者と同一世帯に属する家族を同居とみなす。
- ◎ 被保険者と住居及び家計を共同にすること。
- ◎ 形式的な条件は必要としない。
- ◎ 被扶養者認定に同居が条件の家族(配偶者の父母など)は、認定時の提出書類に住民票の写しを求める。ただし、住民票は別世帯でも住居および家計をともにしているならば、扶養関係現況書にそのことを明示することにより、同居とみなす。

<同居家族が長期入院の場合>

- ・ 長期入院している家族は、入院前同居していた場合は同居扱いする。

<会社都合による単身赴任の場合>

- * 別居手当支給等、客観的に会社都合であることを判断できる書類添付
- ・ 単身赴任者の家族で、赴任前は同居していた家族は、同居扱いする。
- ・ 単身赴任でなければ、長岡等に居住する家族は別居扱いする。
- ・ 独身者の父母等も別居扱いとする。

<海外勤務の場合>

- ・ 会社都合による単身赴任と同居別居の捉え方は同様。

仕送り額の証明について

1. 仕送り額の証明が必要な被扶養者

配偶者、直系尊属(父母・祖父母・曾祖父母)、兄弟姉妹、子(学生を除く)、孫

- * 上記以外の家族は、同居が被扶養者となる条件となっている
- * 仕送り額の証明が不要なのは、被保険者が単身赴任、海外出向者(出向前同居に限る)
- * 学生の子が帰省先は同一住居の場合、仕送り額の証明は不要

2. 被扶養者認定申請時および資格検認時に必要な仕送り額証明方法

- ◎ 2ヶ月に1回以上、過去6ヶ月以上の証明が必要
- ◎ 金融機関による送金(写し)または、現金書留送金(写し)を添付
 - ・ 「誰が 誰に いつ いくら」送金したかを確認できる金融機関等を通したものの振込明細書、仕送金額が明記された通帳、自動送金依頼書(金融機関受理印押印)、現金書留による送金の写しを提出
 - ・ 手渡しによる仕送りは、事実確認ができないため、生計維持関係を認められない。同じ敷地内に居住の場合等であっても、全ての被保険者を平等に審査するため、金融機関等による証明が必要
 - ・ 初回認定申請時のみ、過去6カ月分の証明ができない場合は、経済支援受入状況書を提出し、認定日から6カ月後に証明書を事業所へ提出

3. 別居被扶養者認定のための基準

健康保険法により、次の全ての要件を満たすことが必要

- ① 主として被保険者の仕送りにより生計を維持していること。
- ② 認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)であること。
- ③ 認定対象者の収入は、被保険者の収入の1/2未満であること。
- ④ 仕送り額は認定対象者の収入より多いこと。